明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○北陸地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十八日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十号	七尾市佐々波町二一二番一から同市佐々波町八一二〇番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十八日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更別	変更前敷地の幅員	延長
長岡市沖田三丁目一一一一番から同市沖田三丁目一一一三番まで	前	六六・七五～一一八・四一メートル	〇・一一キロメートル
	後	六六・七五～一一八・一五メートル	〇・一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十八日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号及び十七号

(三)　道路の区域

区間	変更別	敷地の幅員	延長
三条市新堀字浦田一〇一一四番一から同市福島新田字上谷内丁六一三三番一まで	前	一五・三六～五四・一一メートル	〇・一一五九キロメートル
	後	一五・三六～五八・〇七メートル	〇・一一五九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十八日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号及び十七号	三条市新堀字浦田一〇一一四番一から同市福島新田字上谷内丁六一五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○四国地方整備局告示第四十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十八日

四国地方整備局長　石橋　良啓

第1　起業者の名称　香川県

第2　事業の種類　県道黒渕本大線改築工事（村黒局部改良）

第3　起業地

1　収用の部分　香川県観音寺市村黒町字下原地内

2　使用の部分　香川県観音寺市村黒町字下原地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県観音寺市村黒町字下原地内の延長55mの区間（以下「本件区間」という。）における「県道黒渕本大線改築工事（村黒局部改良）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道黒渕本大線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により香川県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により香川県が道路管理者であること、また本件事業に必要となる予算措置も講じていると認められることから、起業者である香川県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、観音寺市村黒町地内の県道観音寺佐野線との交点を起点とし、同市植田町、村黒町、吉岡町等を経由して、同市本大町地内で一般国道11号に接続する延長約4.6kmの路線であり、観音寺市の中心部から東に貫き、産業、経済等の発展に寄与する重要な路線である。

また、本路線は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき観音寺市が策定した観音寺市都市計画マスタープラン（平成27年3月改定）において、「広域交流軸」として位置付けられた一般国道などを補完するものとして、拠点間の連携強化を図る「生活交流軸」として位置づけられたものであり、通勤、通学、買い物等の日常生活を支え、地域内の交通、物流等を担う重要な路線となっている。

このような中にあって、本路線の中間付近に位置する本件区間は、車道幅員が、整備済みの前後区間と比べて狭小であることから、本件区間を通過する際に減速する車両が多くみられ、これらに起因する交通事故が度々発生し、円滑な自動車交通に支障をきたしている状況にある。

また、本件区間は、近隣に存する観音寺市立常磐小学校の通学路となっており、さらに市内の中学校や高校の生徒が自転車通学に利用しているにもかかわらず、上り車線側に自転車歩行者道が設置されていないため、これらの通学生や近隣住民等の歩行者及び自転車利用者（以下「歩行者等」という。）は、自動車交通量が非常に多い中、路肩や車道の通行を余儀なくされており、日常的に危険な状態にさらされている。

本件事業の完成により、本件区間の前後区間と連続した幅員による車道及び自転車歩行者道が整備されることから、歩行者等の交通事故の危険性が除去されるとともに、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音及び振動に関して、環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。